

【資料2-2】

平成28年10月17日
第2回社会福祉審議会資料

県立社会福祉施設あり方専門分科会 各委員の意見とその対応

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
1	第1回	佐藤委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (県と民間の役割)	基本的には、市町村がまたがっている広域的なものを担うのが県の立場だと思う。民間にできることは民間でというのは変わっていないと思う。	意見具申 「2 県立社会福祉施設の役割(1)～(3)」を肯定する意見	
2	第1回	佐藤委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (障がい者の地域生活移行)	障がいがある方も普通に自分たちと同じエリアにいるという環境をつくる必要がある。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の①の中に反映	
3	第1回	島野委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (地域における施設の役割)	施設には、ここ数年、地域の要援護者を支えるための福祉避難所という災害時の役割もある。法制度や入所者の状況に対応していくことも必要だが、地域の支えに応えていくことも大事だと思う。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の中に反映	
4	第1回	佐藤委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (障がい者の地域生活移行)	障がいがあっても地域で生活することが一番良いと考えている。施設にはそこでしか暮らせない障がいのある方で、それ以外の方は地域で生活することがいいと思う。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の①の中に反映	
5	第1回	佐藤委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (地域生活移行の環境整備)	施設を運営するのは予算がかかるが、地域で生活できるという環境整備の方であれば施設よりもずっと予算はかからない。施設入所者が幸せを感じて暮らせることが大事で、お金をかければよいというものではない。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の中に反映 意見具申 「むすびに」の中に反映	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
6	第1回	島野委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (これまでの見直しの状況を踏まえた検討)	前回の意見具申を踏まえた県の対応を評価して、今回見直しを行わなければならないが、それが見えない。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中でこれまでの見直し状況を踏まえ今後の方向性を検討	
7	第1回	島野委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (これまでの見直しの状況を踏まえた検討)	県の施設運営の役割は、施設設置当時とは変わっている。民間ではできない所を今でも担っているのかという視点が必要で、今後、自立支援、地域生活移行にどうやって取り組んでいくのかなど次を見越した検討が必要だと思う。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中で検討	
8	第1回	島野委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (地域生活移行に向けた課題等)	地域生活移行を進めるためには、受け皿がどれだけ地域にあるかということになると思う。その部分にきちんと手当をしないと高齢化の問題を考えた時に難しいと思う。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の①の中に反映	
9	第1回	島野委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (前回の見直しの考えの継承)	県・民間の役割分担については、前回の見直しの考えの延長上にあると思うので、全く違うことは検討することではないと思う。継承しながら、更に現在の状況を見るということによってよいと思う。	意見具申 「2 県立社会福祉施設の役割(1)～(3)」を肯定する意見	
10	第1回	児島委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (民間への移行の際の山間部への配慮)	福島県でも山間部と都市部では状況が異なる。県から民間への移行を行う際には、見直しによって山間部にしわ寄せが生じないようにしてほしい。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の中に反映	
11	第1回	島野委員	県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性【資料3】 (施設規模等の見直し)	民間へ移行するとしても、施設の規模や仕様をこれからの環境を踏まえて検討しなければならないと思う。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の③の中に反映	
12	文書 第1回	高村委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (県が果たすべき役割について)	前回の見直しの方向性を継続する方向について賛成。	意見具申 「2 県立社会福祉施設の役割(1)」を肯定する意見	
13	文書 第1回	高村委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (民間に期待される役割について)	民間施設は心してサービス向上に努めるべき。	意見具申 「2 県立社会福祉施設の役割(2)」を肯定する意見	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
14	文書 第1回	高村委員	県立社会福祉施設の役割【資料3】 (今後、県に求められる役割について)	民間でできない部分を県が担当してくれることが最良	意見具申 「2 県立社会福祉施設の役割(3)」 を肯定する意見	
15	第2回	島野委員	第1回専門分科会を踏まえた論点整理 【資料1-1】 (福祉と教育・医療等との連携)	郡山光風学園を視察して、聾学校の寄宿舎と共通するところがあるため、福祉と教育が連携していく必要があると感じた。また、太陽の国病院を視察し、障害者支援施設にも医療機関は欠かせないと感じたため、福祉と医療の連携も必要。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討 に当たっての基本的な方向性」の② の中に反映	
16	第2回	佐藤委員	第1回専門分科会を踏まえた論点整理 【資料1-1】 (障がい者の地域生活移行等)	障がいのある方も地域で普通に暮らせる形が理想である。施設利用者のニーズというのは、特別のものではなく、当たり前の生活。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討 に当たっての基本的な方向性」の① の中に反映	
17	第2回	佐藤委員	第1回専門分科会を踏まえた論点整理 【資料1-1】 (改築時の施設の移転等の検討)	施設入所者やその家族が選択できるような環境整備が必要であることを踏まえ、施設を市街地に移転したり、他施設への転換を検討したりする必要がある。	意見具申 「むすびに」の中に反映	
18	第2回	常盤委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (若松乳児院の今後の方向性)	会津若松市におかななければならないということであれば、医療が前面に出されているので、医師会に話をすれば、手を挙げる人もいるかもしれない。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の「医療的ケアの確保」の具現化を検討する」という方向性を肯定する意見	
19	第2回	児島委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (若松乳児院の今後の方向性)	乳児期から少年期の子どもを大切にしたいということ強く感じたので、乳児院が古くなったから建替えるのではなく、今後の方向性としては児童養護施設の併設も検討していただきたい。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の「一貫した養育環境の確保の具現化を検討する」という方向性を肯定する意見	
20	第2回	島野委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (郡山光風学園の今後の方向性)	入所施設としては、入所児童の見通しを踏まえた検討や特別支援教育との連携も大事だと思うが、デイサービスなど地域の支援を行う拠点という役割も必要だと思う。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の郡山光風学園の今後の方向性に反映	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
21	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (女性のための相談支援センターの今後の方向性)	この事業は民間では無理がある。同伴児と入所女性の生活力アップに県の力が必要。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の県立施設として今後も運営するという方向性を肯定する意見	
22	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (福島学園の今後の方向性)	県の運営が望ましい。虐待児など家族から離し、温かく見守る施設が必要。問題行動を起こす児童の対応は非常に難しく、民間では無理か。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の県立施設として今後も運営するという方向性を肯定する意見	
23	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (若松乳児院の今後の方向性)	このまま県の事業として運営していくのがよい。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中では、医療機関や児童養護施設との連携等を検討していくとし、県による運営の適否については、その中で検討していくこととして整理	
24	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (総合療育センターの今後の方向性)	入所の構成が変化して来ている、重度発達障がい児の相談療育が多く、これも県立でなければ無理だと思う。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の県立施設として今後も運営するという方向性を肯定する意見	
25	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (大笹生学園の今後の方向性)	重度障がい者が多く、また、自閉症の人が多くなった。民間での運営は難しいのでは。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中では、新園舎における運営経費の推移や児童数等を踏まえ、将来的な移譲等の今後のあり方を検討していくという整理をし、県による運営の適否については、その中で検討していくこととして整理	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
26	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (郡山光風学園の今後の方向性)	入所児童が少なくなり、通所(家庭から)が増えたのなら入所・通所を併せて行うなどニーズに合せた施設を検討すべき。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中に反映。(地域へのサービス提供の方法を踏まえ将来的な施設のあり方を検討していくという表現)	
27	文書 第2回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国障害者4施設の今後の方向性)	重度の人が多く、入所定員を減らし、県で運営を行うのがよい。利用者の対応は、非常に難しく県立でなければ無理。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」では、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るため段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人に移譲等すべきなのか検討すると整理	
28	第3回	児島委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国けやき荘等の今後の方向性)	大規模な施設を段階的に縮小して地域の中に移行するというのはその通りだと思うが、民間施設職員への研修的施設の機能は継承してよいのか。民間の方がすごく勉強している。率先して研修に取り組んでいる施設もあるので、どうかと正直思う。	常盤委員から下記NO.29の意見があったため、施設の研修的な役割については、残す方向とする。	
29	第3回	常盤委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国けやき荘等の今後の方向性 上記NO.23の児島委員の意見に対する意見)	県は介護施設職員向けの喀痰吸引の研修を行っている。私は、県立施設が研修的な機能を担う必要があると思う。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘の今後の方向性に反映	
30	第3回	菊地委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国けやき荘等の今後の方向性)	県立施設では触法の障がい者など、処遇困難者の受け入れる役割を果たすべきであると思う。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘の今後の方向性に反映	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
31	第3回	新田委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国障がい4施設の今後の方向性)	入所者の重度化の中で、地域生活へん移行が難しい方々もいるので、そのような方々に対して、居住環境の整備が必要	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の③の中に反映	
32	第3回	常盤委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国病院の今後の方向性)	地域包括システムの構築が進めば医師不足は解消すると思うが、それまでは病院は必要であるので、医療従事者の確保を進めていく必要があるのではないか。また、赤字での運営も仕方がない面がある。民間では受けるところはないので、県立で運営する必要がある。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国病院の今後の方向性に反映	
33	第3回	菊地委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国病院の今後の方向性)	病院設置の必要性はわかるが、効率性も必要だと思う。地域の方々にも利用してもらえよう宣伝するなどの努力が必要。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国病院の今後の方向性に反映	
34	第3回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国厚生センターの今後の方向性)	厚生センターは必要が無くなっていると思う。維持費が大変である。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国厚生センターの今後の方向性に反映	
35	第3回	菊地委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国厚生センターの今後の方向性)	子ども広場など、地域住民に開かれた利用促進を考える必要がある。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国厚生センターの今後の方向性に反映	
36	第3回	常盤委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国厚生センターの今後の方向性)	太陽の国の環境、特に1.5kmの道路だけでも売りになる。インセンティブをつけて、努力すれば人も集まるのではないか。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の太陽の国厚生センターの今後の方向性に反映	
37	第3回	高村委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (勤労身体障がい者体育館の今後の方向性)	1日2～3人の利用者ということであれば必要はないと思う。今の施設は広いので廊下で運動などでもできる。入所者の移動が一番大変なので、そのような意味からすれば廊下を活用するのが安全ではないか。また、経営努力をするのであれば、体育館を利用した研修など、体育館と厚生センターをタイアップしてはどうか。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の勤労身体障がい者体育館の今後の方向性に反映	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
38	文書 第3回	島野委員	県立社会福祉施設のあり方について(意見具申)【たたき台】【資料1-2】 (婦人保護施設について)	施設の目的は「保護」から「自立支援」へと向かっていると考えるので、家事や生活管理等のスキルを身に付けられるような専門的な支援と環境整備を行っていく必要があることから、「自立支援」という文言を入れてもよいのではないかと。	意見具申 「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」及び「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の今後の方向性に反映	
39	文書 第3回	島野委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国ひばり寮の今後の方向性)	今後の定員の段階的縮小や建替えについての方向性には賛同できます。これらの障がい者施策の方向性も加味し、重度化・重複化していく利用者であっても地域で生活していくことができるような利用者にとってどのような環境が望ましいかという視点からの施設の見直しが望まれる。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の①の中に反映 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中に反映。	
40	文書 第3回	島野委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (障害者支援施設全般の今後の方向性)	地域移行というだけではなく、地域で生活するという視点を持った施設(住環境)づくりが大事。	意見具申 「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」の①の中に反映	
41	文書 第3回	島野委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (障害者支援施設全般の今後の方向性)	重度化に伴い新たな施設や住環境に合った医療提供体制も必要。また、医療依存度が高い障がい児者のショートステイのニーズも高いと思われるので、医療的なケアも可能な短期入所の仕組みや施設・病院について今後の方向性に加味できないか。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中で、太陽の国病院について、今後は地域で暮らす障がいを持った方々のニーズを踏まえた医療の提供を検討していく必要があるという内容を盛り込んだ。	
42	文書 第3回	島野委員	県立社会福祉施設それぞれの今後の方向性【資料2】 (太陽の国病院の今後の方向性)	老朽化している病院の見直しも必要かと思われませんが、福祉施設の見直しに併せて、機能・役割など見直しが必要だと思います。地域移行を進める中で、地域で暮らす障がい者の医療ニーズに応えるためにどのようにするかという視点も必要と考えます。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の中で、地域に開かれた医療機関としての役割を果たすとともに、今後は地域で暮らす障がいを持った方々のニーズを踏まえた医療の提供を検討していく必要があるという内容を盛り込んだ。	

NO.	分科会	委員名	項目	詳細	対応	備考
43	第4回	新田委員	意見具申(案)【資料1】 (女性のための相談支援センターの施設の果たしてきた役割)	女性のための相談支援センターの果たしてきた役割について、現在の実態に即した形で記載すべきではないか。	意見具申 「4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」の女性のための相談支援センターの「施設の果たしてきた役割」の記載を実態に即した形に修正した。 また、女性のための相談支援センターは、婦人相談所も機能も兼ねているため、施設区分に婦人相談所も追記した。	
44	第4回	佐藤委員	意見具申(案)【資料1】 (障害者の表記)	障がいの「害」と「がい」の表記がバラバラ、障がいの後に人が来る場合のみひらがながよいのではないか。	意見具申 法律や国の施策の表記から引用している部分は「害」と表記し、それ以外は「がい」と表記した。	